

食安輸発第0919006号
平成19年9月19日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年8月29日付け食安輸発第0829001号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、米国産非加熱食肉製品からリステリア菌を検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく願います。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
米国産非加熱食肉製品（加熱せずに食すものであって、別途指示する製造業者で製造されたものに限る。）
2. 検査の項目
リステリア菌
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号別表2の4によること。
5. 検査の方法
平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順（IDF標準法）」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
7. 備考
リステリア菌が検出された場合にあつては、食品衛生法第6条第3号違反として措置すること。